

公 示 日 : 2022年9月14日(水)

調達管理番号 : 22a00560

国 名 : ベトナム

担当部署 : 地球環境部防災グループ防災第一チーム

調達件名 : ベトナム国中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022年10月下旬から2023年1月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00、国内 0.50、合計 1.50
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	30日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2022年9月30日(金) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - ◇ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかわる競争手続き」

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当

のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月12日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナムは、モンスーンによる影響を強く受けやすく、熱帯低気圧、台風、集中豪雨等が発生しやすい気象条件から、アジア太平洋地域においても最も災害が多い国の一つとみなされている。台風襲来が集中する9～11月には、ベトナム全土で深刻な洪水をもたらし、当国の経済発展を妨げてきた（JICA<sup>1</sup>、2018）。

<sup>1</sup> [参考資料「ベトナム国 防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査ファイナル・レポート」](#)

特に、ベトナム中部地域では、台風の通過ルートであることに加え、年平均の降雨量が 3,000 mm を超え、洪水が発生しやすい。また、沿岸域を中心に都市化が進んでいるものの治水対策は不十分である（JICA<sup>1</sup>、2018）。そのため、ひとたび洪水が発生すると広範囲にわたる浸水被害が長期にわたって継続し、死傷者・被害額ともに増加傾向にあり、洪水が中部地域の持続的な社会・経済開発の阻害要因となっている（JICA<sup>1</sup>、2018）。2020 年には、年間で発生した台風のうち 14 個が 9 月下旬～11 月上旬に集中していた。さらにそのうち 9 個の台風が中部沿岸地域に到来し、短期間での複数の台風到来により、記録的な洪水災害を経験した（中央災害対策委員会、2020）。この際、洪水に起因した地すべりや土石流により、人的被害や交通インフラへの影響も報告されており、死者・行方不明者 249 名、家屋崩壊 1,531 戸、家屋損傷 239,341 戸、浸水 473,499 戸の被害が出た（中央災害対策委員会、2020）。

ベトナム政府は 2013 年に防災法を制定し、2020 年には国家防災計画及び地方防災計画において統合洪水管理計画（Integrated Flood Management Plan。以下「IFMP」という。）を作成することとして防災法を改定している。また、ベトナム政府は 2021 年 3 月に、国家防災戦略（2021-2030）を承認し、2021 年から 2025 年の間の同戦略実施計画も策定済みである。同計画は、「自然災害被害への事前の対応及び削減に向け、自然災害の予防・コントロール、気候変動適用に向けた能力向上を図る」ことを目指しており、「法、政策の策定・適用、防災意識の啓もう、自然災害の予防に関するマスタープラン及び計画策定、国際協力の推進と科学技術の適用、インフラ投資」に関する行動を特記している。また、実施予算については、農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development。以下「MARD」という。）は各省庁に実施スケジュールの策定、国家予算配分等と呼び掛け、地方省に対しては地方防災基金の活用を促しており、防災基金の活用は防災法にも記載されている。

このような状況の中でベトナム政府は我が国に対し、「中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施に係る協力を要請した。同プロジェクトは対象流域における洪水ハザード・リスク評価、対象流域における包括的な洪水管理計画策定及び優先プロジェクトのフィージビリティ調査の実施を通じて、MARD の河川整備に係る能力開発を強化することを目的としており、上記戦略実施計画を通じて、国家防災戦略（2021-2030）に貢献するものとして位置付けられている。

本詳細計画策定調査では、ベトナム政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお調査対象とする流域は Bu Gia-Thu Bon 川、Ba 川、Huong 川とするが、本事業内ですべての河川を対象に活動できるか案件規模の確認も調査内で行うものとする。

### （1）国内準備期間（2022年10月下旬～2022年11月上旬）

- ① 要請背景・内容を予め把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を整理・検討し、ベトナム側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。
- ② JICA のグローバルアジェンダを把握し、ベトナム側関係機関との協議及び交渉の方針を JICA と共通認識を持つ。
- ③ プロジェクトの枠組案（アウトカム、アウトプット、インパクト及びこれらに必要な調査・活動）、調査工程案の担当分野関連部分を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 現地でのヒアリングについて、ベトナム関係機関から事前のアポ取りを求められることがあるため、現地活動スケジュールを検討し、国内準備期間からアポ取り調整を開始する。

### （2）現地業務期間（2022年11月中旬～2022年12月中旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② 先方関係機関に対して、プロジェクトの評価手法について説明を行う。
- ③ ベトナム側関係機関との協議（R/D協議を含む）及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ④ 事前に配布した質問票への回答回収や前項を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容。特に、要請後に相手側の状況・想定・ニーズに変化がないか確認を行う。

イ) 関連する開発計画、政策、制度（法制度／組織体制／実施促進方策団員が主導して情報収集を実施するが、全体の枠組み形成に同等の理解が必要となるため、協働して取りまとめを行う）

ウ) 関連各組織（法制度／組織体制／実施促進方策団員が主導して情報収集を実施するが、全体の枠組み形成に同等の理解が必要となるため、協働して取りまとめを行う）

- ① 所掌業務、組織体制、根拠法
- ② 人員体制
- ③ 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- ④ 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WB、ADB他ドナーおよびNGO等）の活動動向と留意点の整理

オ) JICAが取りまとめる事業事前評価表の作成に必要な情報の収集

- ⑤ JICAのベトナムにおける治水分野の過去の協力の内容や成果のレビューを行い、体系的な資料に整理する。また、プロジェクト終了後の成果の継続性に係る状況把握と促進・阻害要因の抽出を行い、本事業のプロジェクト枠組および調査工程の検討の際に参照する。
- ⑥ 本プロジェクトの実施機関に対して、案件の枠組案（調査項目等）の説明を行う。
- ⑦ 他分野の団員の検討および現地での議論を踏まえ案件の枠組案（和文・英文）、調査工程案（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑧ 専門家・機材・研修等投入計画、専門家業務内容の検討に協力する。
- ⑨ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成する。
- ⑩ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制等）、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑪ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、プロジェクトの枠組案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>2</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行

---

<sup>2</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

う。

- ⑫ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑬ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成し、その取りまとめを行う。
- ⑭ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
- ⑮ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

### （３）帰国後整理期間（２０２２年１２月中旬～２０２２年１２月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。
- ⑥ リスク管理チェックシート（案）を作成する。フォーマットはJICAから提供する。
- ⑦ 担当分野の視点からプロジェクトに関連した（期間、投入、機材、実施手法、規模、外部条件及び留意点等）他団員への助言を行う。
- ⑧ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を取りまとめ、他団員を含む報告書全体の取りまとめに協力する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （１）業務完了報告書

２０２２年１２月２７日（火）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ハノイ（直行便）を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 11 月 16 日～12 月 15 日を予定しています。

本業務従事者は JICA 調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点で新型コロナウイルス感染対策に関連するベトナム国入国時の時隔離は不要です。今後水際対策の変更が生じて隔離が必要となった場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 技術総括（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 治水計画／運用計画（JICA が別途契約するコンサルタント）
- オ) 水文観測機材（JICA が別途契約するコンサルタント）
- カ) 法制度／組織体制／実施促進方策（JICA が別途契約するコンサルタント）
- キ) 評価分析（本コンサルタント）
- ク) 環境社会配慮（JICA が別途契約するコンサルタント）

### ③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：ベトナム語<=>英語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第一チームから配布しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ 「ベトナム国 防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査ファイナル・レポート」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039051.html>
  - ・ 「ベトナム国 災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2 業務完了報告書」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028009.html>
  - ・ 「ベトナム国 中部地域災害に強い社会づくりプロジェクトプロジェクト事業完了報告書」 ”  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003691.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。



「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上